

制度解説

2024年から2025年で、業界のルールが変わりました。

連帯保証をめぐって、 いま何が変わったか

2024年から2025年にかけて、M&A業界の自主規制ルールと情報共有の仕組みが変わりました。公表された事実だけを整理しています。

あさひ国際会計株式会社

再生型M&Aと連帯保証の解除を専門とする会計事務所

2026年9月版



2024年から2025年に何が起きたか。

2024年9月

広告・営業規程の附則3項として、経営者保証解除に関するサンプル条項が公表されました。

2025年1月1日

自主規制ルール改正が施行され、最終契約書の草案作成時に保証解除の条文案を盛り込む取り扱いなどが始まりました。

2024年10月1日

「特定事業者リスト」の運用開始。不適切な譲受け側の情報を、仲介会社や金融機関などの間で共有する仕組みです。

2025年1月

業界団体が「M&A仲介協会」から「M&A支援機関協会」へ名称・体制を変更しました。

4つに共通しているのは、M&A支援機関の責任を明確にする方向への動きです。

出典：M&A支援機関協会の公表資料にもとづく事実の整理です。
個別の解除可否や時期をお約束するものではありません。

M&A支援機関に3つの対応が課されました。

支援を受ける際の説明にも、自主規制のルールが関わります。

義務 01 条文案の追加義務	最終契約書の草案作成時に、保証解除の条文案を盛り込むことが定められました。	契約書の段階で扱われる
義務 02 資力調査義務	譲受け事業者の資力を調査する義務が、新たに定められました。	買い手の資力が確認される
義務 03 リスク説明義務	M&A成立後に生じうるリスクを説明する義務が、新たに定められました。	成立後のことも説明される

M&A支援機関の義務が明確になったことで、契約交渉を進めやすくなっています。

出典：M&A支援機関協会 広告・営業に関する自主規制ルール（2025年1月1日施行分）。個別の義務の履行状況をお約束するものではありません。

特定事業者リストという仕組みができました。

2024年10月

情報共有の仕組み

2024年10月に始まり、2025年4月に改訂されました。不適切な譲受け側の情報を、仲介会社や金融機関、支援センター等の間で共有します。

実行から60営業日

経営者保証

取引の実行日からこの期間内に経営者保証が解除されなければ、特定事業者リストへの掲載対象になり得ます。

最終契約まで

解除に合意

対象になり得るのは、最終契約までに解除に合意したのに実行から60営業日を経過しても解除されない場合などです。これより短い期限が適用される事由もあります。

この期限まで待たず、契約前から譲受け側の対応を確認しておく必要があります。

出典：M&A支援機関協会「特定事業者リスト」運用開始に関する公表情報。掲載基準の詳細は同協会の公表内容によります。

ルール改正とリストは別の制度です。

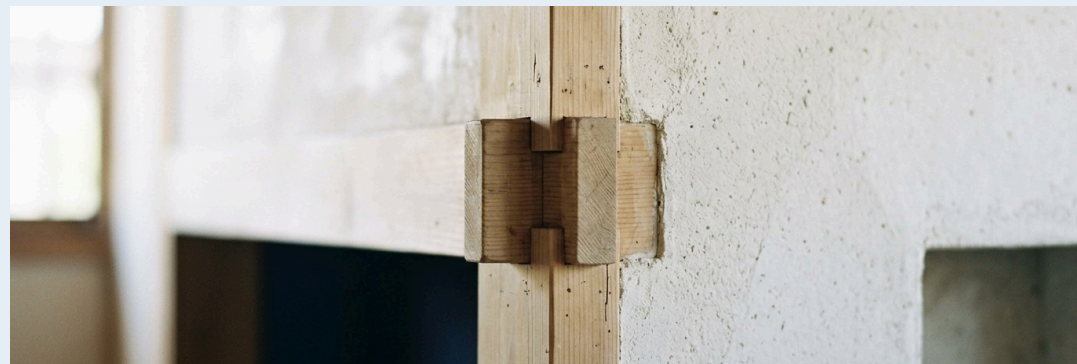
同じ時期の話に聞こえても、自社に関わる場面は異なります。

自主規制ルール改正		特定事業者リスト
施行・開始	2025年1月1日	2024年10月1日
対象	契約書への記載	取引後の情報共有
内容	解除の条文案を盛り込む	実行後60営業日が基準

契約書の中身と、その後の情報共有。両方を別々に確認しておく必要があります。

自主規制ルール改正と特定事業者リストは、施行・開始の時期も対象も異なる別の制度です。混同しないようご注意ください。

条項



契約書に入れる文面まで、示されています。

- 保証の扱いは、契約書のどこで決まるのか
- 国の指針には、何が書かれているのか
- 新しい仕組みで、何が見えやすくなるのか

条項サンプルは3種類公表されています。

仲介を依頼する際に提示された契約書を前に、この文章が業界の標準的な内容なのか、それとも自社にとって不利なものなのか迷った経験があるかもしれません。

2024年9月

広告・営業規程の附則3項として、保証解除に関する条項サンプルが公表されました。

その後

この附則をもとに、3種類のサンプル契約条項が公表されています。

位置づけ

あくまで参考のひな形であり、実際の契約は個別に検討されます。

ひな形が公表されたことで、交渉の共通の土台ができたと言えます。

出典：M&A支援機関協会 広告・営業規程 附則3項（2024年9月公表分）および
その後公表されたサンプル契約条項。実際の契約内容は個別に検討されます。

国の指針も、整備が進んでいます。

自主規制と国の指針は、それぞれ別の主体が定めた別のルールです。

中小M&Aガイドラインは、中小企業庁が公表する指針で、第3版が最新です。
業界団体の自主規制ルールとは別に、国の立場から支援機関のあり方を示しています。

この変化が意味すること

- 業界の自主規制と両輪で運用されている
- 国の立場からも適正化が求められている
- 詳細は専門家に確認してください
- 当社もこの指針を踏まえてご提案します

説明を受ける場で、根拠となるルールが二系統並んでいます。

出典：中小企業庁「中小M&Aガイドライン（第3版）」。M&A支援機関協会の自主規制ルール（02～06ページ）とは別の、国が示す指針です。

制度は透明性を高める方向に進んでいます。

制度が整っても、ご自身の保証が解除されるかは個別の事情によります。

2024～2025年に整備された制度

条項サンプルの 公表（2024年9月）	特定事業者リストの 運用（2024年10月～）	自主規制ルール改正 （2025年1月～）
------------------------	----------------------------	-------------------------

— 変わったこと

支援機関の義務 保証解除の条文案を 盛り込む義務、 資力調査義務、 リスク説明義務が 新たに定められました。	情報共有の仕組み 取引実行日から 60営業日を 超えても未解除の 場合など、掲載の 対象になり得ます。	業界団体の体制 M&A支援機関協会へと 改称し、 体制が変わりました。	国の指針 中小M&Aガイドラインは 第3版が最新です。 自主規制ルールとは 別の指針です。
--	---	---	--

制度が整ってきたぶん、以前より相談しやすくなっています。

取引がすでに止まっていますが、まずは状況をお聞かせください。

本資料は2024～2025年に公表された制度変更の事実整理です。個別の解除可否をお約束するものではありません。破産等の法的整理が適切な場合もあります。

ご相談について

連帯保証のこと、おひとりで抱えないでください。

赤字・債務超過の会社こそ、ご相談ください。連帯保証の扱いもお話しします。

相談無料・秘密厳守

03-5657-7496

平日 9:00～19:00 / 最短当日にご対応します

この状態でも、ご相談いただけます

- ・取引がすでに止まっている
- ・顧問税理士にも言えていない
- ・他社に断られた
- ・手元に費用を用意できない

お電話をいただいたら **10分ほど** かがう → **論点を整理する** → **選択肢をお渡しする**

資料はご用意いただかなくて構いません。その場でお決めいただく必要もありません。